

松原市教育大綱(案)にかかるパブリックコメント 実施結果について

○意見提出期間

令和5年6月1日(木)から令和5年6月30日(金)まで

○公表の方法

市ホームページ、松原市役所1階情報コーナー
松原市役所5階教育政策課

○意見提出方法

教育政策課へ持参、郵送、ファックスまたはEメール

○意見提出状況

意見提出者 6名 意見総数 6件

○意見の内訳と対応

・意見を反映し、軽微な修正を行ったもの	1件
・意見を反映せず、修正を行わなかったもの	5件

○実施結果

松原市教育大綱(案)について、提出された意見に対する市の考え方は次のとおりです。

○意見を反映し、軽微な修正を行ったもの

	該当 ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	3 ペ ー ジ	<p>目指す子ども像について 「目指す」の漢字部分をひらがなの「めざす」に変えることにより、漢字の負のイメージに対する人権的な配慮をすることとなり、ひらがなで表記することにより市民に一層柔らかに伝わるのではないか。</p>	<p>大阪府の教育に関する計画においても、「めざす学校教育」など、ひらがなが主となっており、市民に対する柔らかなイメージと合わせて、「目指す子ども像」を「めざす子ども像」に修正します。</p>

○意見を反映せず、修正を行わなかったもの

	該当ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
2	3ページ	<p>前回の教育大綱では、目指す子ども像と一緒に目指す市民像が記載されていましたが、今回の大綱(案)では目指す市民像がありません。書かなくても良いのでしょうか？</p>	<p>目指す市民像については、松原市民憲章にて示されていること自体そのものと考え、新大綱では記載していません。</p>

3	3ページ	<p>前回の教育大綱に比べると教育目的(ビジョン)が加わったことで、めざす方向がわかりやすく感じられた。</p> <p>特に修正するべきところはないが、一つ疑問に感じたことがあります。</p> <p>前回と目指す子ども像の並ぶ順番がかわっているが、なぜなのか？</p> <p>目指す市民像が無くなったのは、なぜなのか？</p> <p>教えてください。</p>	<p>目指す子ども像については、文部科学省が定める学習指導要領における道徳教育の順番通りに、1番目に自分、2番目に自分と他者、3番目に自分と地域に並び替えを行いました。</p> <p>旧大綱の目指す市民像については、「平成27年度松原市立学校園の重点指導事項・社会教育の重点事項」に記載された目指す市民像を記載しておりました。この目指す市民像は、松原市民憲章を参考に作られたものとなっております。</p> <p>新大綱では、作られた市民像ではなく松原市民憲章にて示されていますこと自体が、目指す市民像そのものと考え、新大綱には記載をしておりません。</p>
---	------	---	--

	該当ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
4	大綱全般	基本方針について、「～に努める」「～を進める」とありますが、具体的に何がどこまでできれば OK とするのかわかりません。評価基準のようなものを定めたりしないのでしょうか。	教育大綱については、松原市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針等の理念を示すものです。本大綱を具体的に実施する計画として、松原市教育振興基本計画を策定し、評価基準として指標を定めています。
5	4ページ	「確かな学力」を育むためと書かれているが、文部科学省では GIGA スクール構想を掲げている。パソコン等を積極的に使っていく必要があると考えるが、そのことについて何も書かれていない。記載する必要は、ないのか？	教育大綱については、松原市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針等の理念を示すものとなっております。本大綱を具体的に実施する計画として、松原市教育振興基本計画を策定し、具体的な事業等に取り組んでいるところです。

	該当 ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
6	大 綱 全 般	<p>シンプルでいいと思います が、基本理念、教育目的、基 本方針と全体的に抽象的で イメージすることができない。 また、何がどこまで達成したら いいのか、よくわからない。</p>	<p>教育大綱は、松原市の教育分野における指針や 方向性を示した理念を定めるものであり、具体的 な事業や内容、指標については、松原市教育振興 基本計画を策定し取り組んでいるところです。ま た、取組内容や指標の達成状況については、地方 自治体における教育行政のしくみや運営につい て定めた「地方教育行政の組織及び運営に関す る法律」第26条第1項の規定により、毎年度、点 検評価を行い、周知を行っています。</p> <p>(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)</p> <p>第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前 条第一項の規定により教育長に委任された事務 その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の 規定により事務局職員等に委任された事務を含 む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点 検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作 成し、これを議会に提出するとともに、公表しなけれ ばならない。</p>